

令和5年第3回水戸市議会定例会

請願陳情文書表

水戸市議会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付託委員会
第 2 号	5 . 8 . 2 8	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出を求める請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>学校現場では、子どもの貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられた。小学校だけにとどまることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠である。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠である。</p> <p>よって、こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願する。</p> <p>《請願事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。</li> <li>2 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。</li> <li>3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</li> </ol>	田中 真己 滑川 友理 佐藤 昭雄 小泉 康二 田口 文明 黒木 勇 綿引 健 松本 勝久	文 教 福 社

受理番号	受理年月日	件名	要旨	紹介議員	付託委員会
第3号	5.8.28	健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書	<p>《請願趣旨》</p> <p>現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等改正案が第211回通常国会で成立した。しかし、健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制することは、申請に基づき個人番号カードを発行（交付）すると定めた同法第16条の2及び第17条や憲法第13条（個人の尊重）に反している。健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの申請、取得、管理、利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険がある。他人の医療情報が誤ってひもづけされた事例も相次いで明らかにされており、生命に関わる問題として不安が広がっている。マイナ保険証を使うことでひもづけられる医療や健康など機微なプライバシーが企業のもうけに利用されるという問題も指摘されている。</p> <p>こうした趣旨から、以下のことを請願する。</p> <p>《請願事項》</p> <p>1 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付していただくこと。</p>	中庭由美子 土田記代美 田中 真己	文教 福祉

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 12 号	5 . 8 . 21	新型コロナワクチン（mRNAワクチン）接種履歴の保存期間延長を求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>新型コロナワクチン（mRNAワクチン）は、従来のワクチンとは全く違う新しいタイプの薬剤である。本来、ワクチンというのは健康な人体に対し、特定の疾病発症の予防効果を期待して接種するもので、その臨床試験は長い期間をかけ慎重に行われてきた。ところが、新型コロナワクチンは国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため、特例承認という扱いで、当初から接種が奨励されてきた。新型コロナワクチンの接種に当たっては、予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施の年月日、予防接種の種類、予診票などの様々な情報が記録され、接種を実施する市町村において、保存が義務づけられており、接種履歴についても、これらの記録に含まれるものと類推される。当該記録に係る保存期間については、厚生労働省が国、都道府県、市町村向けに作成した「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（17版）」の第4章8(2)の「保存年限等」において、少なくとも5年間と定められている。また、医療機関が保有している予診票の控えについても厚生労働省が作成した「新型コロナワクチンに係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（13版）」の第5章3(5)「接種に当たっての事務」において「原則として5年間保存すること」と定められている。しかしながら、新型コロナワクチンは緊急時における特例承認であり、その治験期間も通常の予防接種に使用されるワクチンと比較して極端に短く、長期的な副反応の臨床データはまだ存在しておらず、将来何が起こるかは専門家も含め、誰にも分からない。仮に数年後、十数年後に市民に重篤な副反応が生じたときに接種履歴が廃棄されていた場合、統計調査による原因の究明、検証が困難になるのはもちろんのこと、健康被害が発生した場合、患者の治療及び救済に支障を来し被害の拡大にもつながりかねない。また、既に年齢18歳未満の者（以下「未成年者」という）の接種も進んでいるが、未成年者は成人と比較して体格はもちろんのこと、臓器及び身体機能は発育の途上にあり未成熟である。ワクチン接種時における未成年者は、成年者と比較してさらに慎重に備えるべきであることは容易に想像ができる。数年後、十数年後に発現する健康被害の可能性を鑑みて、若年層はもとより接種者全員の接種履歴は特別に長期にわたり保存することが必須である。</p> <p>よって、下記事項を陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p>	文 教 福 社

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国に対し，新型コロナワクチン接種者全員の接種履歴の保存期間の延長（初回接種日時点から20年以上）を義務づける処置を行うよう，要望等を提出すること。</li> <li>2 国に対し，接種時における未成年者である接種者については，上記1に加え，さらなる保存期間の延長を義務づける処置を行うよう要望等を提出すること。</li> <li>3 市及び市立の医療機関は，接種者の接種履歴の保存期間を延長すること。</li> <li>4 市内の医療機関に対し，接種者の接種履歴の保存期間を延長するよう要望を行うこと。</li> </ol>	
第 13 号	5 . 8 . 21	児童生徒におけるマスク着用に関する陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>いわゆるコロナ禍と言われる状態になってから3年以上が経過し，その間，幼保，小中学校の児童，生徒においては様々なイベント，学校行事の自粛や学校生活全般で多くの制限を受けてきた。昨年全国で子どもの不登校，自殺者は過去最多を記録しており，学校生活や教育活動の中で感染拡大防止対策と称して取られてきた対策が，逆に子どもたちの健康や発育，発達に悪影響を与えているとも言われており，特に子どものマスク着用の弊害を裏づける科学的資料が，国内外から多数報告されている。なお，令和5年3月13日に政府よりマスクの着用が原則個人の判断によるとし，5月8日からはコロナ感染症の分類も5類に変更となった。今年の夏を迎える時期に際し，熱中症のリスクが高いことが想定されることから熱中症対策を優先し，児童，生徒に対してマスクを外すよう指導と明記されていたが，実際のところ，去年はほとんどの児童，生徒がマスクを着用して登下校をしていた。その結果，本年6月以降になっても，多くの子どもたちはマスクを外せない心理的状況に陥ってしまった。もともと，日本国内においてマスク着用は法的義務はない。しかし，厚生労働省をはじめとする各省庁などが屋内でのマスク着用を奨励してきた。これに反し教育委員会は，教育現場には児童，生徒に対しマスク着用の義務づけを周知し，現在もこれが一般的になってしまった。つまり実態は，強制に近い意味合いとなっている。これは実質的には強制を意味し，政府の方針で</p>	文福 教社

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>ある奨励を大きく超える要求であり，行政的観点のもとより，人権的観点，さらには刑法第223条にも抵触する非常に大きな問題である。その理由は次のとおり。①人体の生存には呼吸により酸素を十分に取り込むことが必要である。②マスクは呼吸（の一部）を妨げる。③酸素を十分に体内に取り込み，二酸化炭素を排出するという通常の生命活動を他者がむやみに侵害することは絶対に許されない。④特に子どもは気道が未発達で個人差も著しい。しかも成長のために大量の酸素の摂取を必要としている。上記4点については，一般的常識に照らし議論の余地はない。したがって本来は他者へのマスク着用の要求は慎重になされるものである。そのため政府は奨励という指針を示しているのであり，学校生活（保育所を含む）において，この政府の指針を超えた独自の規則を課すことは不適切である。令和4年6月15日に子ども基本法が成立し，子どもの権利条約の一般原則には，子どもの最善の利益として，子どもに関することが行われるときは，「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えると定められている。感染症予防に偏らず，児童，生徒の健全な成長，発達及び学習環境の確保とのバランスを図ることが必要と考える。児童，生徒やその保護者に対して効果と弊害，科学的に十分検証された両論併記でバランスの取れた情報を提示し，保護者の合理的な判断を促すことが肝要である。</p> <p>以上の理由により，以下の事項について陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この3年間のマスクを外せないこと自体が非常識であること。また常時マスクを着用することが日常化していることで，現在マスクを外すことに不安を感じている児童，生徒がいることを理解し，上記のような理由でマスクを着用し続けている児童，生徒の意思を尊重しつつ，自ら外せるように促すこと。</li> <li>2 1で求めた事項について，教育委員会として各学校に通知。保護者，本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないよう配慮し，これからの猛暑時期には児童，生徒が自らの判断でマスクを外せるよう，熱中症の危険性を丁寧に指導及び説明をすること。</li> <li>3 学校教育機関において感染症対策に偏らずに，子どもの最善の利益を尊重し，学校生活のあらゆる場面において，一言も声を発することができないような極端な感染症対策を反省し，感染症対策が科学的に合理性があったのかを，今一度検証すること。</li> <li>4 令和4年12月14日に茨城県から，厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードに提出された緊急要望の中に明記されているように，現在，</li> </ol>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>新型コロナの重症化率や致死率は大きく低下し、季節性インフルエンザと同程度の脅威であること。さらにオミクロン株への変異以降、主な感染経路は空気感染でありマスクの予防効果は期待できないこと。この事実は、既に多くの市民の生活実感と変わらないことでもあり、周囲の誰かがマスクを外すまで様子を見ている状態にある。これらの事実に基づき、今後は速やかにコロナ禍以前の状態に戻し、教員、保護者、各企業に対し適切な情報を提供し、大人（小売店、店舗従業員、受付等）から率先してマスクを外し、意味の無いパーティションパネルを直ちに撤去すること。市役所職員、並びに市内の企業、教育機関及び市内公共施設に対し積極的に周知徹底、指導すること。</p>	
第 14 号	5 . 8 . 24	<p>まちなかのにぎわいと活力の向上に資する市街地再開発事業への支援を求める陳情</p>	<p>水戸市においては、これまでも都市の発展をリードする中心市街地の強化、再生に向け、都市機能や居住の誘導を図るなど、様々な施策に取り組み、本年7月に芸術・文化のまちづくりの核となる水戸市民会館が開館したことで、水戸市民会館、水戸芸術館、京成百貨店からなる新たな魅力を発信する拠点となる「Mitori0」が形成され、以前のにぎわいが取り戻せるのではと大いに期待しているところである。私どもが業を営み、暮らす中央ビルを核とする泉町2丁目北地区は、国道50号に面し、「Mitori0」の西側に隣接する好条件の立地場所であるものの、個々の土地自体は狭小で、建物が密集し老朽化が進むなど、今後の拠点にふさわしいまちづくりへの課題が山積している。このような中、これらの課題解決に向けた勉強会を重ねた結果、都市再開発法に基づく市街地再開発事業により、市の御指導を仰ぎながら進めていくことが、最も水戸市のまちづくりに資するという結論に達した。そこで、本年5月に市街地再開発に向けた準備組合を立ち上げ、まちの将来像について検討を進めてきた結果、おのおのの施設を共同化することにより、新たな交流やにぎわいの創出に資する施設建築物へのリニューアルを図る計画を下記のとおり作成した。この施設建築物へのリニューアルでは、中心市街地における定住人口の増加のみならず、中心市街地においてニーズの高い居住環境の向上を図る商業系用途や、地域経済の活力向上に寄与する業務系用途も組み入れた複合施設とすることで、泉町地区全体の地域の活力を高め、さらには、まちなかの回遊性を向上させるまちづくりが実現できるものと考えている。ついては、この「Mitori0」が生まれた今、この地、この地区が次なる起爆剤として続けて生まれ変わることが、まちなかのさらなるにぎわいや活力の向上に最も寄与するものと考えていることから、再開発事業の早期事業化に向けた市の多大なる御支援をお願いしたく、陳情するものである。何とぞ、特段の御配慮をお願いする。</p>	<p>建 設 企 業</p>

受理番号	受理年月日	件名	要 旨	付託委員会
			<p>所在地 水戸市泉町2丁目3番の一部</p> <p>想定補助事業等 組合施行，第一種市街地再開発事業</p> <p>事業概要</p> <p>施行区域：約0.6ヘクタール</p> <p>計画敷地面積：4,270平方メートル</p> <p>建物規模：地上13階，地下1階</p> <p>延床面積：31,600平方メートル</p> <p>(うち容積対象22,500平方メートル，容積率約530%)</p> <p>床用途：商業・サービス，業務，住宅，駐車場</p> <p>主な規模：駐車場約230台，住宅約30戸</p>	